第三条第一項第三号ロの表第三号中「五二〇、〇〇〇円」を「五七〇、〇〇〇円」に、「九、〇四〇、〇〇〇円」を「八、三六〇、〇〇〇円」に、「三二〇、〇〇〇円」を「三五〇、〇〇〇円」に、「五八〇、〇〇〇円」を「六四〇、〇〇〇円」に、「一、一〇〇、〇〇〇円」を「一、〇九〇、〇〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」を「一二〇、〇〇〇円」に、「六六〇、〇〇〇円」を「五九〇、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、同表第五号中「七円」を「五円」に、「〇・〇六四」を「〇・〇七〇」に改め、同表第七号中「、同表第七十六号及び附則第七項第二号」を「及び同表第七十六号」に改め、同表第八号中「104,000円」を「96,000円」に、「761.5円」を「764.2円」に改め、同表第十三号中「2,171,000円」を「2,301,000円」に改め、第三条第一項第四号ロ中「五、〇三〇円」を「五、〇三〇円」に改める。

附則を次のように改める。

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、昭和五十一年度分の特別交付税から適用する。

（特別交付税に関する省令の廃止）

第二条　特別交付税に関する省令（昭和四十九年自治省令第三号）は、廃止する。

（算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例）

第三条　第二条第一項第一号の表第二十号、第三十九号若しくは第五十号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第二号の表第一号、同項第三号イの表第十九号、第二十六号、第五十四号若しくは第六十一号、同項第三号ロの表第一号、同項第六号若しくは附則第五条第五項第二号及び第三号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によって算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によって算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とすることができる。

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条　平成二十三年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るための音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・四を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・五を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・六を、〇・五未満の道府県にあっては〇・七をそれぞれ乗じて得た額

二　道府県立中等教育学校（前期課程）又は道府県立併設型中学校の運営に要する経費について、当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額

三　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される指定被害地造林事業又は被害地造林事業（道府県以外のものが行う事業であって、造林補助事業実施要領に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、指定被害地造林事業にあっては当該年度に要する経費の百分の十二に相当する額に〇・八をそれぞれ乗じて得た額

四　信楽高原鉄道列車事故対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

六　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によって算定した額

算式

$$A+B+C\times0.6+D+E\times0.6+F\times0.6$$

算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に37,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に45,000円を乗じて得た額

C　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に38,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

七　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

八　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・一、〇・七以上〇・八未満の道府県にあっては〇・二、〇・五以上〇・七未満の道府県にあっては〇・三、〇・三以上〇・五未満の道府県にあっては〇・四、〇・三未満の道府県にあっては〇・五をそれぞれ乗じて得た額

九　地理情報システムの開発導入を行う道府県（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす道府県に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二〇、〇〇〇、〇〇〇円）に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあっては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあっては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあっては〇・八を、〇・五未満の道府県にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

十　ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額